

「はい、こちら企業の労働110番です」電話の主は、ある製造業の総務担当の方からでした。

「4月から新たに工場に派遣労働者を受け入れたのですが、その内の一

人、先日工場内で資材につまずいて転倒し、1ヶ月程休業することになりました。このような場合、当社としては何をすればよいのでしょうか」とのご質問でした。

名北協会相談員日誌 ⑨

じちかく企業の労働110番です



(社)名北労働基準協会 保険事務課

特定社会保険労務士

中根 陽子

派遣労働者の労災事故

派遣労働者の労災事故

労災保険の適用対象者は「労働者」であり、派遣労働者も当然に適用されます(労働時間数に関係なく)。ここで問題となるのは、派遣元と派遣先のどちらで保険を適用するかという点です。が、派遣労働者は、派遣先の指揮命令に従つて働きますが、雇用関係は派遣元にあります。したがって、労災保険各種給付の請求は、派遣元事業主の保険を使い、派遣元を管轄する労働基準監督署に行うことになります。



ただし、災害の発生場所が派遣先事業場で、発生状況の詳細を知り得るのは派遣先です。労働安全衛生法が定める労災事故(通勤災害を除く)が発生した場合に提出義務のある、「労働者死傷病報告」については、派遣元・派遣先の双方が行

るべき災害を、健康保険その他の給付により行い、労働者死傷病報告を提出しなかつたり、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出することは、いわゆる「労災かくし」として犯罪行為となりました。このようないわゆる「労災かくし」

以上の点をふまえて、ご質問頂いた会社の担当の方には、こうして違反とならないよう健健康保険法違反で費用徴収されることもあります。

お伝えしました。「派遣先の会社に迷惑をかけたくない」「今後の派遣契約をもえなかも」等の理由から、派遣元の会社が労災かくしを行い、派遣先の会社もそれを黙認しているとなると、実際に行つた派遣元の会社だけでなく、派遣先の会社も共犯とみなされ、労働安全衛生法違反として处罚を受ける可能性があります。また、労働者に健康保険を適用させた場合には、健健康保険法違反で費用徴収されることもあります。

以上のように、労災は適正に対処されるべきですが、まずは会社として派遣労働者も含めた全ての労働者が、労災事故を起こさないための、安全管理体制を整えておくことが肝心です。